

薬生食輸発0613第1号
令和4年6月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(トルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン及びベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年6月6日付け薬生食輸発0606第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、トルコ産ヘーゼルナッツからアフラトキシン及びベトナム産きだちとうがらしからトリシクラゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のトルコの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ヘーゼルナッツ		総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		プロピコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		<u>トリシクラゾール</u> プロピコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	<u>基準値（0.01ppm）を超えるトリシクラゾール</u> 、 <u>基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾール</u> が検出されるおそれがあるため。

に改める。